

令和8年8月1日現在

特別養護老人ホームいと楽し 利用料金表

I.介護保険給付サービス

(1)介護保険給付サービス

介護度区分	単 位	自己負担額(1割負担)/円		自己負担額(2割負担)/円		自己負担額(3割負担)/円	
		1日負担額	月負担額	1日負担額	月負担額	1日負担額	月負担額
要介護1	670	701円	21,030円	1,401円	42,030円	2,101円	63,030円
要介護2	740	774円	23,220円	1,547円	46,410円	2,320円	69,600円
要介護3	815	852円	25,560円	1,704円	51,120円	2,555円	76,650円
要介護4	886	926円	27,780円	1,852円	55,560円	2,778円	83,340円
要介護5	955	998円	29,940円	1,996円	59,880円	2,994円	89,820円

※1単位あたり地域単価(5級地)10.45円 1ヶ月を30日として計算しています

(2)各種加算

個人の状況若しくは施設の実施体制に応じて以下のような加算料金がかかります

加算項目		単 位 (日)	自己負担額(1割)/円		自己負担額(2割)/円		自己負担額(3割)/円	
			1日負担額	月負担額	1日負担額	月負担額	1日負担額	月負担額
①	夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	27	29円	870円	57円	1,710円	85円	2,550円
②	看護体制加算(Ⅰ)イ	6	7円	210円	13円	390円	19円	570円
③	看護体制加算(Ⅱ)イ	13	14円	420円	27円	810円	41円	1,230円
④	栄養マネジメント強化加算	11	12円	360円	23円	690円	35円	1,050円
⑤	個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	13円	390円	25円	750円	38円	1,140円
⑥	初期加算	30	32円	960円	63円	1,890円	94円	2,820円
⑦	療養食加算	6(回)	7円(回)	-	13円(回)	-	19円(回)	-
⑧	外泊時費用	246	257円	1,542円	514円	3,084円	771円	4,626円
⑨	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46	48円	1,440円	96円	2,880円	144円	4,320円
⑩	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	23円	690円	46円	1,380円	69円	2,070円
⑪	安全対策体制加算(入所時に1回)	20	21円	630円	42円	1,260円	63円	1,890円
⑫	看取り介護加算(Ⅰ)	72	76円	-	151円	-	226円	-
	看取り介護加算①	144	151円	-	301円	-	452円	-
	看取り介護加算②	680	711円	-	1,422円	-	2,132円	-
	看取り介護加算③	1,280	1,338円	-	2,676円	-	4,013円	-
⑬	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110 (日)	-	115円	-	230円	-	345円
⑭	生産性向上推進体制換算(Ⅱ)	10(月)	-	11円	-	21円	-	32円
⑮	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40(月)	-	41円	-	84円	-	126円
⑯	介護職員処遇改善加算(Ⅰロ)	合計単位数に176/1,000を乗じた金額						

※ 30日概算

※上記記載の料金と実際の請求額は、端数処理の関係上、若干の差異が生じることがあります
※当施設は社会福祉法人による利用者負担の軽減制度適用施設です。要件に該当する方は、利用者負担が軽減軽減されます。
制度の利用に当たっては、入居者から住所地の区保健福祉センター、福祉・介護保険課への申請が必要です。
(保険者が福岡市の場合)

Ⅱ.介護保険給付以外費用

(1)居住費・食費

利用者負担段階	入居者負担額(1日あたり)			合 計	
		居住費	食費	1日負担額	月負担額
第4段階	住民税課税世帯の方	¥2,066	¥1,545	¥3,611	¥108,330
第3段階(2)	世帯全員が市民税非課税で課税年金年収額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	¥1,470	¥1,420	¥2,890	¥86,700
第3段階(1)	世帯全員が市民税非課税で課税年金年収額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	¥1,370	¥680	¥2,050	¥61,500
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金年収額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	¥880	¥390	¥1,270	¥38,100
第1段階	世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金又は生活保護を受けている方	¥880	¥300	¥1,180	¥35,400

(内訳 : 朝/345円 昼/550円 おやつ/100円 タ/550円)

※1 食費と居住費は各段階に応じて、上記の料金をご負担いただきます。
(介護保険負担限度額証を持参していただき、確認させていただくことで、段階に応じた上記減免を受けることができます)

※2 入院・外泊時であっても、お部屋を確保している場合、居住費は負担限度額認定証に応じた料金をご負担いただきます。

(2)入居者の選定により提供する日常生活に要する費用について

理美容サービス	実費
日常生活に要する費用で、入居者に負担いただくことが適当であるもの	日常生活品の代行購入代金 (購入依頼があった品物を購入するのに要した金額の実費)
	レクリエーション材料費
	趣味の会活動費用

※Ⅰ、Ⅱ 上記負担額で計算した場合の料金と実際の請求額は、端数処理の関係上、若干の差異が生じることがあります。